

学校での医療的ケアを進めていくために、どんな取り組みが必要か。5月に障害児教育のリーダーを養成する米国務省の研修会に参加するなど、国内外の学校の医療的ケアに詳しい吉利宗久・岡山大大学院准教授(特別支援教育学)に聞いた。

――学校での医療的ケアを取り巻く状況をどう見るか。

ケアのために保護者が付き添いを求められたり、教師が子どもの自宅に赴く訪問教育になつたりする問題は以前からあつた。ただ、日本が2014年に批准した国連の障害者権利条約では、障害のある子もない子も一緒に学ぶ「インクルーシブ教育」の推進が求められ、今年4月には条約に基づく障害者差別解消法も施行された。誰もが平等に学べる環境づくりの必要性は高まっている。

――医療的ケアの拡充も課せられているのか。

医療的ケアは、それが必要な子にとっては教育上のニーズの一つだ。差別解消法は障害を理由とした不当な差別の禁止と「合理的配慮」の提供を国や自治体に義務付けており、医療的

ケアの不備が教育を受ける権利を侵害しているのなら改善しなければならない。

――教育現場の意識はどうか。

残念ながら権利条約の考え方

が十分浸透していない。私が昨

年8月、岡山県内の教員205

人に実施したアンケートでは、

日本が権利条約を批准したこと

を知らない人の割合が小中学校

で7割、特別支援学校でも5割

に上った。現場は熱心な先生が

多いはずだが、多忙な中で必要

な情報を得る機会が少ないのか

もしれない。

――看護師がいても保護者が付

き添いを求められる状況をどう

考えるか。

米国では、学校での医療的ケ

アの在り方に大きな影響を及ぼ

る。

――日本では看護師の処遇改善

などで財源が課題となつてい

る。

――日本では看護師の処遇改善

などで財源が課題となつてい